



愛
川
町
で
働
き
始
め
た
皆
様
へ

愛川町観光キャラクター
あいちゃん

保育士・幼稚園教諭

助成があります！

町内に住所があり、保育士・幼稚園教諭として、
民間の保育施設・認定こども園・幼稚園で
働き始めた方への助成制度です。

転入 奨励助成金

町内に転入し、資格を保有していて
各施設に就労した方

復職 等奨励助成金

町内在住で、資格を保有していて、
各施設に復職した方

新卒 OK

*

詳細は裏面をご確認ください。

制度案内

名称	介護・看護・保育職等転入奨励助成金
制度概要	町内に転入し、町内の介護施設等、病院等、保育施設等に就労した者に対し、助成金を交付するもの
交付要件	次のいずれの要件も満たす者 (1)2019年4月1日以降に町内の介護施設等、病院等、保育施設等に介護職等(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、保健師、准看護師、介護支援専門員)、看護職等(保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士)、保育職等(保育士)として就労することが決定していること。 (2)2019年4月1日以降に町外から転入し、本町に住所を有した者(本町を転出した日から1年以内に再転入した者を除く。) (3)採用日から1年以上継続して、介護施設等、病院等、保育施設等に常勤として就労する予定があること。 (4)採用日から1年以上継続して、本町に居住する予定があること。 (5)町税などを完納していること。 (6)復職等奨励助成金、奨学金返済助成金、新婚生活支援補助金の交付を受けていないこと。 (7)採用日または転入日から6ヵ月以内の申請であること。
助成金額	20万円(一律:15万円+引越しに係る経費:5万円上限)
提出書類	(1)交付申請書 (2)住民票の写し(愛川町への転入日の記載があるもの) (3)就労先の在籍証明書 (4)修了証明書(保有資格の証明書類)の写し (5)誓約書 (6)領収証等当該引越しに要した費用が分かる資料

名称	介護・看護・保育職等復職等奨励助成金
制度概要	町内の介護施設等、病院等、保育施設等に復職等した者に対し、助成金を交付するもの
交付要件	次のいずれの要件も満たす者 (1)2019年4月1日以降に町内の介護施設等、病院等、保育施設等に介護職等(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、保健師、准看護師、介護支援専門員)、看護職等(保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士)、保育職等(保育士)として採用された者で、過去に各施設等を退職後1年以上経過して復職する者、または介護職、看護職等、保育職等としての就労経験がなく、新たに就労する者であること。 (2)採用日から1年以上継続して、本町に居住する予定のあること。 (3)採用日から1年以上継続して、介護施設等、病院等、保育施設等に常勤として就労する予定があること。 (4)町税などを完納していること。 (5)転入奨励助成金、奨学金返済助成金、新婚生活支援補助金の交付を受けていないこと。 (6)採用日から6ヵ月以内の申請であること。
助成金額	20万円
提出書類	(1)交付申請書 (2)住民票の写し(愛川町への転入日の記載があるもの) (3)就労先の雇用証明書 (4)修了証明書(保有資格の証明書類)の写し (5)誓約書

名称	幼稚園教諭奨励助成金【転入奨励助成金・復職等奨励助成金】
制度概要	町内の私立幼稚園、認定こども園に就労した者に対し、助成金を交付するもの。
交付要件	次のいずれの要件も満たす者 (1)2021年4月1日以降に町内の私立幼稚園や認定こども園に、幼稚園教諭として採用された者で、幼稚園教諭として勤務していない期間1年以上を経過して復職する者、または、幼稚園教諭としての就労経験がなく、新たに就労する者であること。 (2)採用日から1年以上継続して、本町に居住する予定のあること。 (3)採用日から1年以上継続して、常勤として就労する予定があること。 (4)町税などを完納していること。 (5)転入奨励助成金、奨学金返済助成金、新婚生活支援補助金の交付を受けていないこと。 (6)採用日または転入日から6ヵ月以内の申請であること。
助成金額	転入奨励助成金 5万円+引越し費用 5万円(上限) 復職等奨励助成金 10万円
提出書類	(1)交付申請書 (2)住民票の写し(転入助成金の場合は、愛川町への転入日の記載があるもの) (3)就労先の在籍証明書 (4)幼稚園教諭免許状の写し (5)誓約書 (6)転入助成金の場合は、領収証等当該引越しに要した費用が分かる資料

詳細は、お問い合わせください

愛川町役場 子育て支援課
046-285-6932